第二　東日本大震災分

（復旧・復興事業）

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

㈡　歳入の概要

1　震災復興特別交付税

2　一般財源充当分

3　国庫支出金

4　地方債

5　雑収入

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

㈡　歳出の概要

1　給与関係経費

2　一般行政経費

3　公債費

4　投資的経費

5　公営企業繰出金

㈢　国庫支出金に基づく経費の総額

（全国防災事業）

一　地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

㈠　歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

㈡　歳入の概要

1　地方税

2　一般財源充当分

3　雑収入

二　地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

㈠　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

㈡　歳出の概要

公債費

策　定　方　針

平成30年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年６月30日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成30年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1　通常収支分

⑴　地方税制については、平成30年度地方税制改正では、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しを行うほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等の税制上の措置を講ずることとしている。また、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設を決定している。

⑵　地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

①　財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成29年度に講じた平成31年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

②　これに基づき、平成30年度の財源不足見込額６兆1,783億円については、次により補塡する。

ア．地方交付税については、平成28年度分の精算による2,245億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により7,022億円（地方交付税法附則第４条の２第２項の加算額3,367億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第３項⑵及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第８項に定める平成30年度における「乖離是正分加算額」2,000億円並びに臨時財政対策特例加算額1,655億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金750億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金4,000億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

イ．地方財政法第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を３兆9,865億円発行する。

ウ．建設地方債（財源対策債）を7,900億円増発する。

③　上記の結果、平成30年度の地方交付税については、16兆85億円（前年度比3,213億円、2.0％減）を確保する。

④　交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第４条第１項に基づき、4,000億円の償還を実施する。

⑶　地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11兆6,456億円（普通会計分９兆2,186億円及び公営企業会計等分２兆4,270億円）とする。

⑷　地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。